

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例（案）について

1 制度の概要

平成23年6月の税制関連法案の成立により、認定NPO法人以外のNPO法人であっても、都道府県や市町村が条例で指定したNPO法人への寄附金が個人住民税の寄附金税額控除の対象とされることとなりました。本市でも平成25年9月に条例を施行し、現在4法人を指定しています。

2 改正の理由

今回、NPO法人より新規指定及び指定更新の申出を受け、また、県指定の更新をせず期間満了となるNPO法人の削除をするため、NPO法人を指定する条例の一部改正を行うものです。

3 改正の要点

申出のあった2法人と、期間満了となる1法人について、本条例別表の修正を行います。

4 平塚市に指定の申出ができるNPO法人の要件

神奈川県指定NPO法人、または神奈川県知事に指定の申出をしたNPO法人。

5 指定申出NPO法人

(1) 新規指定

NPO法人名	特定非営利活動法人フードバンクひらつか
住所地	平塚市山下12番1 リゾート高麗101
主な事業	フードバンク活動、困窮世帯等の就業支援、廃棄物の削減及び廃棄物のリユース、リサイクル、清掃に関わる事業、子ども食堂等の親子、地域コミュニティの支援など

(2) 指定更新

NPO法人名	NPO法人スローライフ障害者地域活動支援センター
住所地	鎌倉市腰越四丁目9番8号
主な事業	障害者の介護支援・就労支援事業、及びガイドヘルプ事業など

6 本条例別表から削除するNPO法人

NPO法人名	NPO法人ロボティック普及促進センター
住所地	横浜市港北区箕輪町二丁目12番29号
主な事業	ロボット関連製品の開発・研究・調査、及びロボットビジネスの相談支援・実証実験支援など

《参考》

(寄附者への控除内容)

NPO法人への寄附金について、都道府県又は市町村が条例で個別に指定することにより個人住民税の税額控除（県民税4%、市民税6%）の控除対象となります。

寄付先の法人	寄附金控除の内容	指定根拠
県指定 NPO 法人 県に申し出て指定を受けた NPO 法人	個人県民税 4%	県条例
市町村指定 NPO 法人 市町村に申し出て指定を受けた NPO 法人	個人市町村民税 6%	市町村条例
認定 NPO 法人 県又は政令市に申請し、認定を受けた NPO 法人	所得税 40%	NPO 法

(控除の例)

- ・ 指定 NPO 法人に、10,000 円を寄附した場合、
10,000 円－2,000 円＝8,000 円のうち、
市税 8,000 円×6%＝480 円、県税 8,000 円×4%＝320 円、合計 800 円の住民税が控除
- ・ 認定を取った指定 NPO 法人に、10,000 円を寄附した場合、
10,000 円－2,000 円＝8,000 円のうち、上記 800 円の住民税額控除と
8,000 円×40%＝3,200 円の所得税額控除、合計 4,000 円の税額が控除